

あすなるこども園御中

承 諾 書

あすなる病児・病後児保育室を利用するにあたり、下記の内容について承諾します。

- 1 症状が急激に悪化した場合、医療機関に救急搬送を行い、受診・処置（点滴・注射・検査等）が行われる場合があります。
- 2 緊急入院等が必要な場合で、保護者との連絡が不可能な場合、入院等の判断は貴園に一任いたします。
- 3 やむを得ない事故の場合、万全の対処以上の申立てはいたしません。
- 4 病児病後児保育室では担当看護師を配置していますが、医療行為は致しかねます。
- 5 常に病児保育室からの連絡に対応できるようにします。
- 6 病状が急変し、保育の継続が困難と判断された場合は、病児保育室からの連絡により、利用途中であっても迎えに来ます。
- 7 保育にあたっては、細心の注意を払い感染防止の徹底に努めますが、やむを得ず施設内で相互感染が起こった場合は、責任を負いません。
- 8 利用児の状態が診療情報提供書及び受け入れ時より悪化し、保育継続が困難と判断した場合には、保護者の責任において医療機関への再度受診をお願いします。

年 月 日

保護者 住 所 _____

氏 名 _____ サインまたは印